

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の三 「略」</p> <p>〔2〕6 略〕</p> <p>7 法第九条の八第二項第十五号の二及び第十六号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 暗号等資産（金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号等資産をいう。）又は暗号等資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。）に係る取引</p> <p>〔8〕17 略〕</p>	<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の三 「同上」</p> <p>〔2〕6 同上〕</p> <p>7 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四条第三号の二に規定する暗号資産をいう。）又は暗号資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。）に係る取引</p> <p>〔8〕17 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。